

重要事項説明書

契約概要・注意喚起情報

お申込み前に必ずお読みください

ネオdeからだ エール

無解約返戻金型特定生活習慣病
入院一時給付保険(2020)

ご契約に関する大切な事項を記載したものです。
お申込み前に必ずお読みください。

本商品についてのご案内は

 **0120-312-201**

受付時間 9:00~18:00(土曜日は17:00まで) ※日・祝日を除く

Webサイト <https://neofirst.co.jp>



契約概要

「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

» P.1



注意喚起情報

「注意喚起情報」は、お申込みに際して、特にご注意いただきたい事項を記載しています。

» P.9



重要事項説明書 (契約概要)

- 「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。
- 「契約概要」に記載の支払事由や給付の際の制限事項は、概要や代表事例を示しています。支払事由・制限事項などの詳細や主な保険用語の説明などについては「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

引受保険会社

ネオファースト生命保険株式会社

〒141-0032

東京都品川区大崎二丁目11-1 大崎ウィズタワー

Webサイト <https://neofirst.co.jp>

ネオファースト生命保険株式会社
コンタクトセンター

0120-312-201

受付時間 9:00～18:00(土曜日は17:00まで)
※日・祝日を除く

1 商品のしくみ

「ネオdeからだエール」の正式名称は「無解約返戻金型特定生活習慣病入院一時給付保険(2020)」です。

ポイント
1

所定の生活習慣病[がん(上皮内がんを含みます)、心・血管疾患、脳血管疾患、糖尿病、高血圧性疾患、肝疾患、脾疾患、腎疾患]の治療を目的として**1日以上入院(日帰り入院(*1)を含みます)されたときに、1年に1回を限度として入院一時給付金をお支払いします(*2)。**

(*1)日帰り入院とは入院日と退院日が同一の入院をいいます。また、支払対象の日帰り入院に該当するかどうかは入院基本料の支払有無などを参考にネオファースト生命が判断します。

(*2)がん(上皮内がんを含みます)、心・血管疾患、脳血管疾患については、支払回数の通算限度はありません。糖尿病、高血圧性疾患、肝疾患、脾疾患、腎疾患については、各疾病につきそれぞれ1回限りのお支払いとなります。

ポイント
2

特約の付加により、**がん(上皮内がんを含みます)にかかる保障内容を充実させることができます。**

ポイント
3

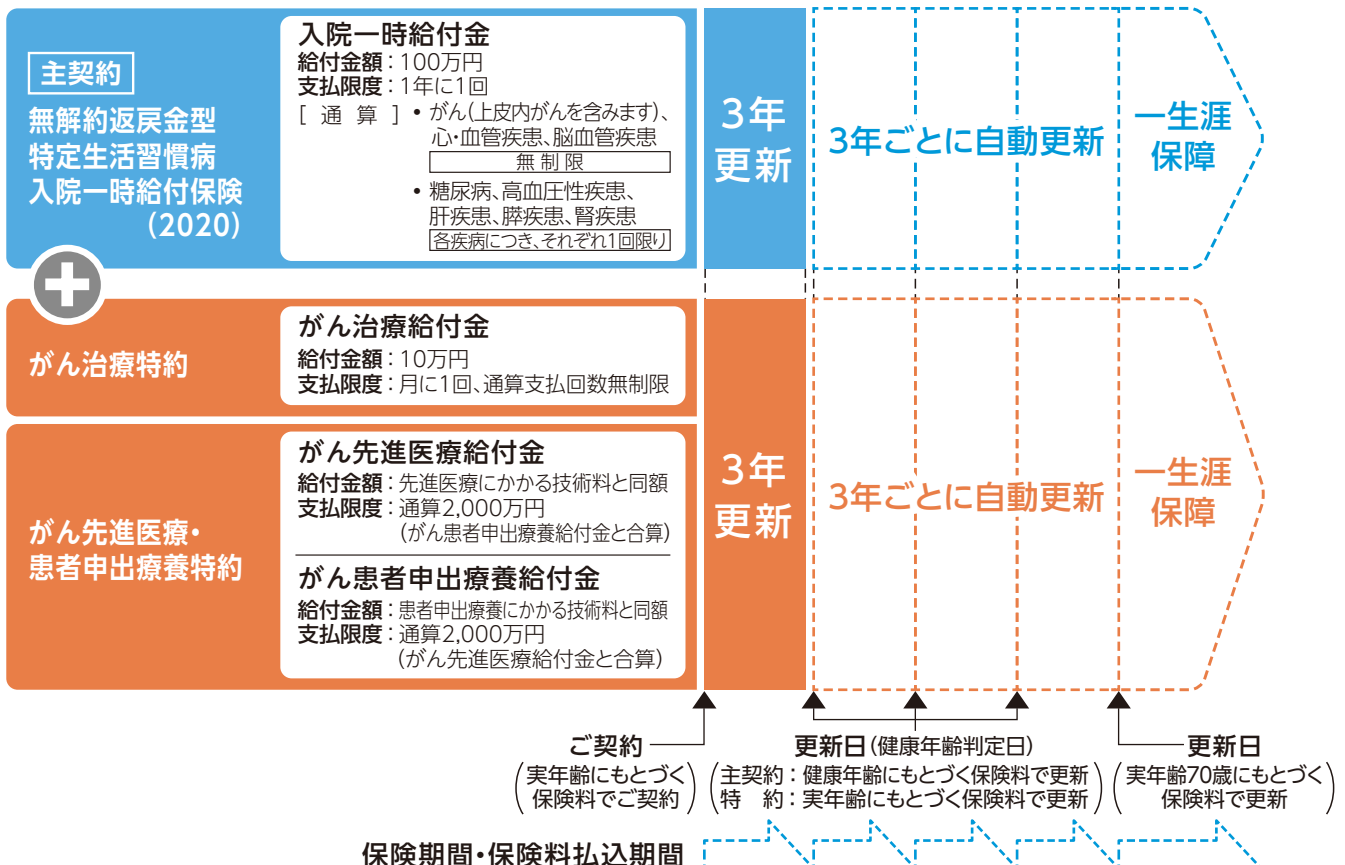
3年ごとの「健康年齢判定日」に、被保険者の実年齢と提出いただいた健康診断結果をもとに「健康年齢」を算定し、この健康年齢にもとづき主契約の保険料を計算します。

健康年齢は健康年齢判定日時点の実年齢に5歳を加えた年齢を上限とします。下限は18歳です。

※がん治療特約およびがん先進医療・患者申出療養特約の保険料は、健康年齢ではなく、被保険者の実年齢にもとづいて計算されます。

❗死亡や高度障害状態に該当した場合の保障はありません。また、解約返戻金もありません。

【ご契約例】付加する特約：がん治療特約、がん先進医療・患者申出療養特約



- ※更新後の保険期間は、更新前の保険期間(3年)と同一となります。ただし、更新後の保険期間満了日の翌日における被保険者の実年齢が71歳以上となる場合は、更新後のご契約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の実年齢が70歳となる短期の保険期間に変更して更新します。
- ※主契約の保険料は、ご契約時は被保険者の実年齢にもとづいて計算され、更新後は被保険者の健康年齢にもとづいて計算されます。ただし、被保険者の実年齢が70歳となる更新後は、健康年齢ではなく、その実年齢にもとづいて計算された保険料が適用されます。
- ※がん治療特約およびがん先進医療・患者申出療養特約の保険料は、健康年齢ではなく、被保険者の実年齢にもとづいて計算されます。
- ※更新時の被保険者の実年齢が70歳となる場合は、保険期間および保険料払込期間は終身となります。
- ※健康年齢判定日において、健康診断書等の提出がされなかった等の事情により健康年齢が算定できなかった場合には、健康年齢判定日時点の実年齢に5歳を加えた年齢を健康年齢として、その健康年齢にもとづいて主契約の保険料を計算します。また、更新後に健康診断書等を提出された場合でも、保険料の見直しは行いません。
- ※お申し込みいただく保険契約の給付金額、保険期間、保険料払込期間、保険料、保険料払込方法(回数・経路)などについては申込書(電磁的方法による場合は申込画面)の該当箇所を必ずご確認ください。
- ※入院一時給付金額は、ご契約後30万円まで減額することができます(10万円単位)。

健康年齢について

健康年齢判定日において、更新後の主契約の保険料を計算する基礎として被保険者の実年齢および健康状態をもとに算定される年齢のことをいいます。

※所定の生活習慣病に関連するリスクを評価したもので、あくまでもネオファースト生命独自の基準にもとづいた分析・計算により算定される年齢となります。

※算定された健康年齢が実年齢より若い場合であっても、所定の生活習慣病が発症しないことを保証するものではありません。

健康年齢判定日について

被保険者の実年齢が70歳となる年単位の契約応当日より前に到来する各更新日のことをいいます。

2 給付金のお支払い

主契約・特約の責任開始期以後の保険期間中に、被保険者が所定の生活習慣病の治療を目的として1日以上入院された場合やがんにより所定の治療を受けた場合などに給付金をお支払いします。

なお、本商品には死亡や高度障害状態に該当した場合の保障はありません。

主契約・特約の概要・給付金額

本商品で支払われる給付金は以下のとおりです。詳しくは「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください。なお、特約については、ご契約に付加する場合のみお支払いの対象となります。

主契約	給付金の種類	支払事由の概要	支払限度	給付金額	
無解約返戻金型 特定生活習慣病 入院一時給付保険 (2020)	入院一時 給付金	がん (上皮内がんを含みます)	1年に1回	[通算] 無制限	入院一時 給付金額
		心・血管疾患			
		脳血管疾患			
		糖尿病			
		高血圧性疾患			
		肝疾患			
		膵疾患			
		腎疾患			
		所定の生活習慣病の治療を目的として、1日以上 の入院(*)をした とき	[通算] 左記の各疾病 につき、 それぞれ1回		

(*) 教育入院(生活習慣の改善に関する知識や自己管理法の習得などを目的とする入院)を除きます。

特 約	給付金の種類	支払事由の概要	支払限度	給付金額
がん治療特約	がん治療給付金	<p>本特約の責任開始期以後に診断確定されたがん(上皮内がんを含みます)(*1)(*2)の治療を目的として、つぎのいずれかに該当したとき</p> <p>①つぎのいずれかの手術を受けたとき (ア) 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為 (イ) 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、輸血料の算定対象として列挙されている診療行為のうち造血幹細胞移植</p> <p>②公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為(放射性同位元素内用療法管理料の算定対象として列挙されている診療行為を除きます)を受けたとき</p> <p>③つぎのいずれかに該当する抗がん剤治療を伴う入院または通院をしたとき (ア) 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表に抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定される抗がん剤による治療 (イ) 公的医療保険制度における先進医療による療養に該当する抗がん剤治療 (ウ) 公的医療保険制度における患者申出療養による療養に該当する抗がん剤治療 (エ) がん(上皮内がんを含みます)を適応症として厚生労働大臣により承認されている抗がん剤による治療</p> <p>④抗がん剤治療に該当しない公的医療保険制度における先進医療による療養を受けたとき</p> <p>⑤抗がん剤治療に該当しない公的医療保険制度における患者申出療養による療養を受けたとき</p>	月に1回 通算支払回数 無制限	がん治療給付金額
		<p>本特約の責任開始期以後に診断確定されたがん(上皮内がんを含みます)(*1)(*2)の治療を目的として、公的医療保険制度における先進医療による療養を受けたとき</p>	がん先進医療給付金およびがん患者申出療養給付金を合算して、通算2,000万円	先進医療にかかる技術料と同額
がん先進医療・患者申出療養特約	がん先進医療給付金	<p>本特約の責任開始期以後に診断確定されたがん(上皮内がんを含みます)(*1)(*2)の治療を目的として、公的医療保険制度における先進医療による療養を受けたとき</p>	がん先進医療給付金およびがん患者申出療養給付金を合算して、通算2,000万円	先進医療にかかる技術料と同額
	がん患者申出療養給付金	<p>本特約の責任開始期以後に診断確定されたがん(上皮内がんを含みます)(*1)(*2)の治療を目的として、公的医療保険制度における患者申出療養による療養を受けたとき</p>		患者申出療養にかかる技術料と同額



(*1) 主契約の責任開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された場合は、給付金をお支払いしません。

(*2) 本特約の責任開始期前にがんと診断確定されたことのない場合に限りです。



保障内容に関する注意事項

給付金をお支払いできない場合の概要は「注意喚起情報」を、詳しくは「ご契約のしおり・約款」(給付金のお支払いなどについて)をご確認ください。



◆主契約について

 <p>お支払いには制限があります</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 直前の入院一時給付金の支払事由が該当日から1年を経過する日を含んで継続して入院一時給付金のお支払いの対象となる入院をされた場合は、その1年を経過する日の翌日に支払事由に該当したもとして、入院一時給付金をお支払いします。 ● 支払対象となる入院を同一の日に2回以上した場合でも、入院一時給付金を重複してはお支払いしません。
 <p>お支払いできない場合があります</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 以下の場合は、入院一時給付金のお支払いの対象になりません。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 直前の入院一時給付金の支払事由が該当日から、その日を含めて1年以内に新たに支払事由に該当する入院をされたとき ・ 生活習慣の改善に関する知識や自己管理法の習得などを目的とする入院(教育入院)をされたとき ・ 通院でも可能な治療のみの場合など、入院の必要性が認められない入院をされたとき ・ 人間ドック検査など、治療処置を伴わない検査のための入院をされたとき ・ 所定の生活習慣病以外の疾病やその他の原因により入院し、その入院中に所定の生活習慣病の治療を受けた場合で、所定の生活習慣病単独では入院による治療の必要性が認められないとき

◆「がん治療特約」について

<p> お支払いには制限があります</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●お支払いの対象となるがんの治療を同月中に2回以上受けた場合は、その月の最初に治療を受けた日をごん治療給付金の支払事由に該当した日とみなします。 ●放射線治療を受けた場合で、その治療が放射線を常時照射する治療であり、かつ、その治療を2日以上にわたって継続して受けたときは、その治療の開始から終了までを1回の放射線治療としてがん治療給付金をお支払いします。 ●お支払いの対象となる「抗がん剤」とは、被保険者が診断確定されたがんの治療を目的として被保険者に投薬または処方された時点において厚生労働大臣の承認を受けている医薬品のうち、つぎの(1)および(2)のいずれにも該当する医薬品をいいます。 <ol style="list-style-type: none"> (1)厚生労働大臣による製造販売の承認時に、被保険者が診断確定されたがんの治療に対する効能または効果が認められたこと (2)世界保健機関(WHO)の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうち、L01(抗悪性腫瘍薬)、L02(内分泌療法)、L03(免疫賦活薬)、L04(免疫抑制薬)またはV10(治療用放射性医薬品)に分類されること ●薬剤料が算定されず、かつ、処方せん料が算定される通院をされた場合でも、抗がん剤の支給を受けられていないときは、がん治療給付金をお支払いしません。 ●先進医療については、厚生労働省告示に定める先進医療による療養を、厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所で受けた場合にお支払いの対象となります。 ●患者申出療養については、厚生労働省告示に定める患者申出療養による療養を、厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所であって、当該療養を適切に実施できるものとして厚生労働大臣に個別に認められたものにおいて受けた場合にお支払いの対象となります。
<p> お支払いできない場合があります</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●告知の前、または告知の時から本特約の責任開始期の前日まで(主契約の責任開始日からその日を含めて90日以内)にがん(上皮内がんを含みます)と診断確定されていた場合、がん治療給付金はお支払いしません。この場合、本特約は無効になります。(*3) ●先進医療については、療養を受けた時点で先進医療に該当しない場合はお支払いの対象になりません。 ●患者申出療養については、療養を受けた時点で患者申出療養に該当しない場合はお支払いの対象になりません。 ●先進医療に該当する医療技術には、それぞれ適応症(対象となる疾患・症状など)が定められており、医療行為、医療機関および適応症などによっては、がん治療給付金のお支払いの対象にならないことがあります。

◆「がん先進医療・患者申出療養特約」について

<p> お支払いには制限があります</p>	<p><がん先進医療給付金></p> <ul style="list-style-type: none"> ●厚生労働省告示に定める先進医療による療養を、厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所で受けた場合にお支払いの対象となります。 <p><がん患者申出療養給付金></p> <ul style="list-style-type: none"> ●厚生労働省告示に定める患者申出療養による療養を、厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所であって、当該療養を適切に実施できるものとして厚生労働大臣に個別に認められたものにおいて受けた場合にお支払いの対象となります。
<p> お支払いできない場合があります</p>	<p><がん先進医療給付金></p> <ul style="list-style-type: none"> ●告知の前、または告知の時から本特約の責任開始期の前日まで(主契約の責任開始日からその日を含めて90日以内)にがん(上皮内がんを含みます)と診断確定されていた場合、がん先進医療給付金はお支払いしません。この場合、本特約は無効になります。(*3) ●療養を受けた時点で先進医療に該当しない場合はお支払いの対象になりません。 ●先進医療に該当する医療技術には、それぞれ適応症(対象となる疾患・症状など)が定められており、医療行為、医療機関および適応症などによっては、がん先進医療給付金のお支払いの対象にならないことがあります。 <p><がん患者申出療養給付金></p> <ul style="list-style-type: none"> ●告知の前、または告知の時から本特約の責任開始期の前日まで(主契約の責任開始日からその日を含めて90日以内)にがん(上皮内がんを含みます)と診断確定されていた場合、がん患者申出療養給付金はお支払いしません。この場合、本特約は無効になります。(*3) ●療養を受けた時点で患者申出療養に該当しない場合はお支払いの対象になりません。

※同一の被保険者において、ネオファースト生命の先進医療特約、先進医療特約(引受基準緩和型)およびがん先進医療・患者申出療養特約との重複加入はできません。

(*3)責任開始期前のがん診断確定による無効の場合

- がん治療特約およびがん先進医療・患者申出療養特約については、被保険者がこれらの特約の責任開始期の前日までにがんと診断確定されていた場合には、保険契約者または被保険者がその事実を知っているとしないにもかかわらず、特約は無効となり、給付金のお支払いはできません。
- 特約が無効となった場合、すでにお払い込みいただいた特約の保険料の取り扱いは以下のとおりとなります。
 - ・告知の前にかん診断確定されていた場合
 - ①その事実を保険契約者および被保険者がいずれも知らなかったときは、払い戻します。
 - ②その事実を保険契約者または被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。
 - ・告知の時から特約の責任開始期の前日までにがんと診断確定されていた場合、払い戻します。

指定代理請求制度

被保険者ご本人が疾病により給付金の請求の意思表示ができない等、被保険者が給付金を請求できない特別な事情がある場合は、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人よりご請求いただくことができます。

3 ご契約の引受条件

ご契約にあたっては以下の条件があります。

◆契約年齢

契約年齢	20歳～65歳(満年齢)
------	--------------

◆入院一時給付金額

入院一時給付金額	50万円～100万円(10万円単位)
----------	--------------------

ただし、同一の被保険者について、つぎの保障の既契約の給付金額と通算して100万円が上限となります。

- ・無解約返戻金型7大生活習慣病入院一時給付保険の入院一時給付金額
- ・無解約返戻金型特定生活習慣病入院一時給付保険の入院一時給付金額

◆保険期間・保険料払込期間

主契約・特約	保険期間	保険料払込期間
無解約返戻金型特定生活習慣病入院一時給付保険(2020)<主契約> がん治療特約 がん先進医療・患者申出療養特約	3年(*1)	保険期間と同一

(*1) 保険期間満了日の2か月前までに継続しない旨のお申し出がないときには、被保険者の健康状態にかかわらず、保険期間満了日の翌日に自動更新されます。なお、更新後の保険期間満了日の翌日における被保険者の実年齢が71歳以上となる場合は、更新後のご契約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の実年齢が70歳となる短期の保険期間に変更して更新します。また、更新時の被保険者の実年齢が70歳となる場合は、保険期間は終身となります。

※特約の中途付加の取り扱いはありません。

ご契約時の保険料は、保険契約の内容・性別・契約年齢・契約日(=計算基準日)・保険期間・保険料払込期間・保険料払込方法(回数)により定まります。

なお、契約日が変わったことにより契約年齢が変わる場合などには、保険料が異なることがありますのであらかじめご了承ください。

また、更新後の主契約の保険料は、健康年齢判定日(更新日)における被保険者の実年齢および健康状態をもとに算定された健康年齢にもとづいて新たに定めます(更新日の被保険者の実年齢が70歳となる場合を除きます)。

※がん治療特約およびがん先進医療・患者申出療養特約の保険料は、健康年齢ではなく、被保険者の実年齢にもとづいて計算されます。

健康年齢判定日(更新日)に適用される保険料について

- 主契約の更新後の保険料は、被保険者の実年齢および健康状態をもとに算定される健康年齢に応じて適用されます。
※健康年齢は「実年齢+5歳」を上限、18歳を下限として算定されます。
- 健康年齢の算定に必要な項目はつぎのとおりです。

項目		男性	女性
体格(BMI)	体重(kg)÷{身長(m)} ²	○	
血圧	最高(収縮期)	○	
	最低(拡張期)	○	○
尿検査	尿蛋白	○	○
血液検査	血中脂質	HDLコレステロール	○
		中性脂肪	○
	肝機能	GOT	○
		γ-GTP	○
	血糖値	HbA1c	○

※健康診断では40歳未満(35歳を除きます)の方は血液検査を省略されることがありますが、健康年齢の算定には血液検査の結果が必要となります。

※健康診断で血液検査を受診できない場合等でも、日本赤十字社で行う献血の際の血液検査結果等を代用できます。

※提出された健康診断結果が健康年齢の算定に必要な項目を満たしていない場合は、健康年齢判定日時点の実年齢に5歳を加えた年齢を健康年齢として、その健康年齢にもとづいて計算された保険料が適用されます。

※健康診断結果と重複して、医療機関や日本赤十字社等が行う検査結果等が提出された場合は、健康診断結果を優先して健康年齢を算定します。

※健康診断書(*2)(人間ドックの結果通知書等を含みます)が複数提出された場合には、それらの中で最新の日付のものを使用して健康年齢を算定します。

※健康年齢の算定に必要な項目が不足している場合、他の検査の数値から推定して取り扱うことがあります(HbA1cの測定が行われていない場合に、空腹時血糖の数値からHbA1cの数値の推定を行うなど)。

(*2)「受診日が、健康年齢判定日(更新日)からさかのぼって1年2か月以内のもの」「受診機関名(または医師名)、勤務先企業名、市区町村名のいずれかが記載されているもの」などの所定の条件があります。

5

保険料のお払込み

保険料の払込方法(回数・経路)は以下からお選びいただきます。

保険料払込方法(回数)	月払・年払 ※半年払、保険料の前納の取り扱いはありません。
保険料払込方法(経路)	<p>第1回保険料：ネオファースト生命指定の口座へのお払込み、指定口座からの自動振替によるお払込み、またはクレジットカードによるお払込み</p> <p>第2回以後の保険料：指定口座からの自動振替によるお払込み、またはクレジットカードによるお払込み</p> <p>※取り扱いは、募集代理店によって異なることがあります。</p>

6

保険契約の自動更新

- 自動更新をご希望にならない場合は、保険期間満了日の2か月前までに、ネオファースト生命までその旨をお申し出ください。お申し出がないときには、被保険者の健康状態にかかわらず、告知や診査なしで、保険期間満了日の翌日に自動更新されます。
- 更新の際には、健康年齢の算定のため、健康年齢判定日(更新日)の2か月前までに被保険者の健康診断書(人間ドックの結果通知書等を含みます)の提出が必要となります。
- **健康年齢判定日において、健康診断書等の提出がされなかった等の事情により健康年齢が算定できなかった場合には、健康年齢判定日時点の実年齢に5歳を加えた年齢を健康年齢として、その健康年齢にもとづいて主契約の保険料を計算します。また、更新後に健康診断書等を提出された場合でも、保険料の見直しは行いません。**
- 更新後の保険期間は、更新前の保険期間(3年)と同一となります。ただし、更新後の保険期間満了日の翌日における被保険者の実年齢が71歳以上となる場合は、更新後のご契約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の実年齢が70歳となる短期の保険期間に変更して更新します。
- 更新後の主契約の保険料は、健康年齢判定日(更新日)における被保険者の実年齢および健康状態をもとに算定された健康年齢にもとづいて新たに定めます。通常、同一の保障内容で更新される場合であっても、更新により保険料は変動します**(健康診断結果が良い場合であっても、実年齢の上昇により、更新後の保険料は更新前の保険料より高くなる場合があります)**。
- 更新後の特約の保険料は、更新日における被保険者の実年齢にもとづいて新たに定めます。通常、同一の保障内容で更新される場合であっても、更新後の保険料は更新前の保険料より高くなります。
- 更新時の被保険者の実年齢が70歳となる場合は、保険期間および保険料払込期間は終身となります。この場合、更新後の保険料は、その実年齢(70歳)にもとづいて新たに定めます。
- 更新後の保険契約には、更新日時点の規定を適用します。
- 更新の際の保険料は、更新日時点の保険料率により計算します。
- 給付金の支払限度などについては、更新前と更新後の保険期間は継続されたものとして取り扱います。
- 更新日にネオファースト生命がこの主契約の締結または特約の付加を取り扱っていない場合は、更新を取り扱わないか、この主契約または特約にかえて、所定の主契約または特約により更新とみなして取り扱うことがあります。

7

解約返戻金

解約返戻金はありません。

8

契約者配当金

契約者配当金はありません。

9

その他留意事項

◆契約者貸付、保険料の自動貸付、保険契約の復活の取り扱いはありません。

◆給付金のお支払いができない場合

「免責事由に該当した場合」「告知義務違反・重大事由によるご契約の解除の場合」「詐欺による取消しの場合」
「不法取得目的によるご契約の無効の場合」など、給付金のお支払いができない場合があります。

◆相談・照会・苦情の窓口について

「注意喚起情報」の10 相談・照会・苦情の窓口 P.14 をご確認ください。

◆一般社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」について

本商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人 生命保険協会です。

詳しくは、「注意喚起情報」の10 相談・照会・苦情の窓口 指定紛争解決機関について P.14 をご確認ください。



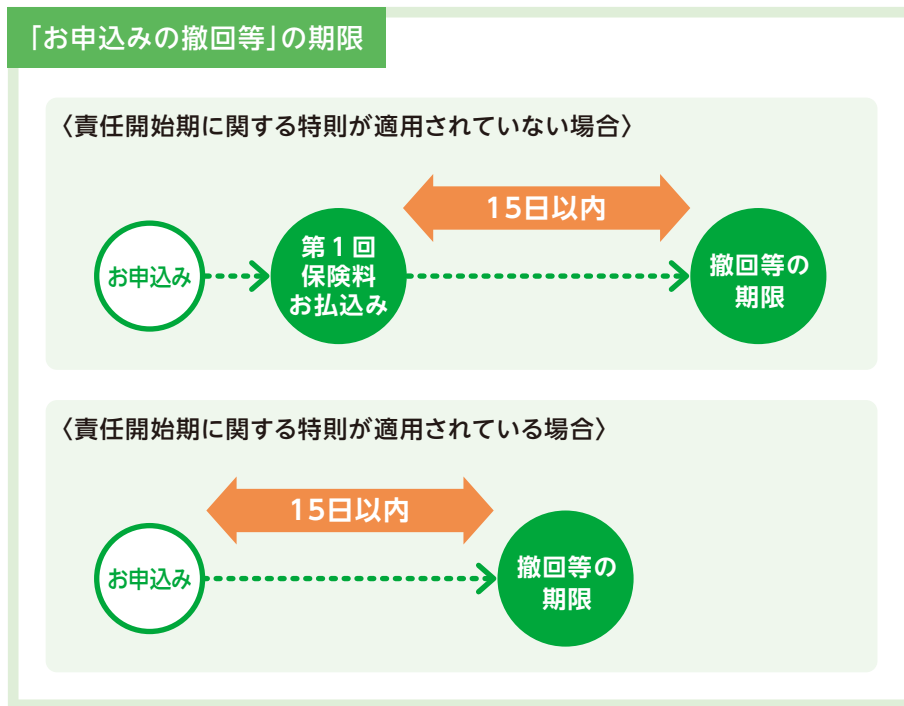
重要事項説明書 (注意喚起情報)

- お申込みに際して、特にご注意ください事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。
- この「注意喚起情報」のほか、支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は「契約概要」「ご契約のしおり・約款」に記載していますので必ずご確認ください。

1

クーリング・オフ(ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除)

- お申込者または保険契約者(以下「申込者等」といいます)は、ご契約の申込日または第1回保険料をお払い込みいただいた日のいずれか遅い日(「責任開始期に関する特則」が適用されているご契約の場合は、ご契約の申込日)から、その日を含めて15日以内であれば、書面によるお申し出により、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回等」といいます)をすることができます。



◆「お申込みの撤回等」の方法

お申込みの撤回等は、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じますので、郵便により上記期間内にネオファースト生命(裏表紙記載の住所)あて発信してください。書面に記載いただく内容については「ご契約のしおり・約款」(クーリング・オフ制度(ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除)について)をご確認ください。

◆「お申込みの撤回等」ができない場合

債務履行の担保のための保険契約であるなど、お申込みの撤回等を行うことができない場合があります。

2

健康状態などの告知

- 生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。健康状態のよくない方や危険度の高い職業に従事されている方などが無条件で契約されると、保険料負担の公平性を保つことができません。したがって、ご契約のお申込みに際して、過去の傷病歴(傷病名・治療期間など)、現在の健康状態、職業などについての質問事項に対して、事実をありのまま正確にもれなく告知していただく義務(告知義務)があります。
- ご契約をお引き受けするかどうかを決めるための重要なことごとらについておたずねします。**健康状態など、告知書などでおたずねすることについて、事実をありのまま正確にもれなく告知してください。**
- 生命保険募集人(募集代理店を含みます)に口頭でお話しいただいても、告知したことはありません。また、生命保険募集人(募集代理店を含みます)は告知の要否は判断できません。告知に関するご質問は、ネオファースト生命にご確認いただく必要があります。
- ネオファースト生命の確認担当社員またはネオファースト生命が委託した確認担当者が、ご契約のお申込み後または給付金のご請求の際、ご契約のお申込み内容またはご請求内容などについて確認させていただく場合があります。

◆傷病歴などがある場合

傷病歴などを告知された場合には、追加の詳しい告知などが必要となる場合があります。ご契約をお断りすることもあります。条件を付けてお引き受けすることや、条件を付けずにお引き受けすることもあります。



告知内容が事実と相違する場合

- 告知書などの質問事項について、以下の項目に該当する場合には**「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。**
 - 故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり事実と違うことを告知された場合で、責任開始日から2年以内のとき
 - 責任開始日から2年を経過していても、給付金の支払事由が2年以内に発生していた場合
- ご契約または特約を解除した場合には、たとえ給付金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。
- ご契約または特約が解除される場合で、すでに給付金をお支払いしている場合には、その金額をネオファースト生命にお返しいただきます。
- 告知義務違反があった場合で、その内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、給付金のお支払いができないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後でも取消しとなる場合があります。また、すでにお払い込みいただいた保険料はお返ししません。

◆現在のご契約の見直しを行う場合

現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約をご検討の方は以下の事項にご留意ください。

- 一般の契約と同様に告知義務があります。現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約の場合、新たなご契約の責任開始日を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。
- **告知が必要な傷病歴などがある場合は、新たなご契約をお引き受けできなかったり、その告知をされなかったために上記のとおり解除・取消しとなることもあります。**

3

責任開始期(保障の開始時期)

ご契約のお引受けをネオファースト生命が承諾した場合には、以下の時から保障が開始されます。

◆「責任開始期に関する特則」が適用されていないご契約

(第1回保険料を振込によりお支払いいただくご契約)

- 第1回保険料をネオファースト生命が受け取った時
または告知が行われた時の**いずれか遅い時**



◆「責任開始期に関する特則」が適用されているご契約

(第1回保険料を口座振替またはクレジットカードによりお支払いいただくご契約)

- ご契約のお申込みをネオファースト生命が受けた時
または告知が行われた時の**いずれか遅い時**



※募集代理店によっては、責任開始期に関する特則を取り扱わない場合もあります。

※生命保険募集人は、お客さまとネオファースト生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してネオファースト生命が承諾したときに有効に成立します。



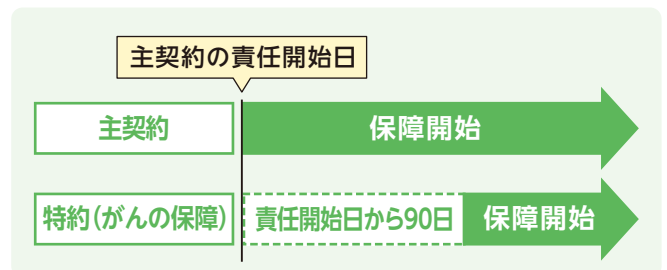
「責任開始期に関する特則」が適用されているご契約のお払込み

責任開始期に関する特則が適用されているご契約については、以下のとおり取り扱います。

- 第1回保険料は、**責任開始日の属する月の翌月末日まで**にお支払いください。
- ①のお払込みにあたっては、①の払込期間の満了日の翌月初日から翌々月末日までの猶予期間がありますが、その**猶予期間内にもお払込みがない場合は、ご契約は無効となります。**

がん(*)の保障(「がん治療特約」、「がん先進医療・患者申出療養特約」の保障)については、**主契約の責任開始日からその日を含めて90日以内に診断確定されても、保障の対象になりません。**

(*) 上皮内がんを含みます。



4

給付金のお支払いができない場合

以下のような場合など、給付金のお支払いができない場合があります。詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

◆責任開始期前の発病

責任開始期前に発生していた疾病を原因とする場合

◆告知義務違反による解除

告知していただいた内容が事実と相違し、**ご契約または特約が告知義務違反により解除**となった場合

◆重大事由による解除

給付金を詐取する目的で事故を起こしたときや、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が**暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当**すると認められたときなど、重大事由によりご契約または特約が解除された場合

◆ご契約の失効

保険料のお払込みがなく、**ご契約が失効**した場合

◆詐欺による取消し・不法取得目的による無効

保険契約について**詐欺**によりご契約が取消しとなった場合や、**給付金の不法取得目的**があつてご契約が無効になった場合

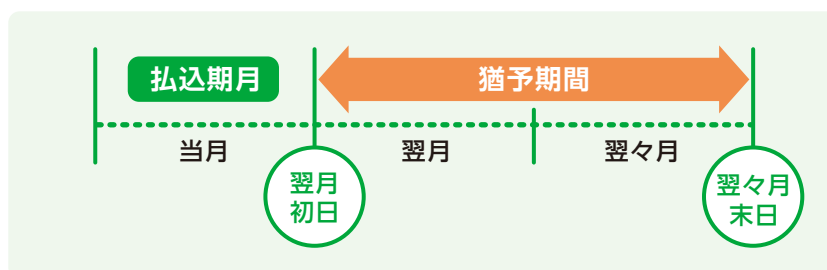
5

払込猶予期間・失効

- 保険料は払込期月（保険料をお払い込みいただく月）内にお払い込みください。払込期月内にお払込みの都合がつかない場合のために、払込猶予期間を設けています。
- 第2回以後の保険料のお払込みには以下のとおり猶予期間があります。**猶予期間中にもお払込みがない場合、ご契約は効力を失います。**なお、本商品には、**失効したご契約の復活の取り扱い、保険料の自動貸付の取り扱いはありません。**

猶予期間
払込期月の翌月初日から翌々月末日まで

※払込期月とは、契約応当日の属する月の初日から末日まで（契約日に関する特則が適用されている契約の第2回保険料については契約応当日の属する月の初日から翌月末日まで）のことをいいます。



6

解約返戻金

解約返戻金はありません。

7

現在のご契約の見直し

現在のご契約を解約または減額し、新たにご契約へのお申込みをご検討されている方は、特に以下の点にご注意ください。

- 解約・減額の際に払戻しできる金額は、多くの場合、払込保険料の合計額（減額の場合は減額部分に対応する保険料）よりも少なくなるか、もしくは**解約返戻金がない場合があります。**
- 新たにご契約は、**被保険者の健康状態によっては、ご契約をお断りする場合があります。**
- 新たにご契約の保険料は、新たにご契約時点での被保険者の実年齢で計算されます。また、保険料の基礎となる予定利率・予定死亡率などが、現在のご契約と新たにご契約で異なることがあります。たとえば、予定利率が引き下げられることによって**保険料が引き上げられる場合があります。**
- 新たにご契約は告知義務違反による解除、責任開始期前の発病など、給付金をお支払いできない場合があります。

8

給付金の支払事由が生じた場合

- お客さまからのご請求に応じて給付金のお支払いを行う必要がありますので、給付金の支払事由が生じた場合だけでなく、**お支払いの可能性があると思われる場合やご不明な点が生じた場合などについても、すみやかにネオファースト生命コンタクトセンターにご連絡ください。**

ネオファースト生命保険株式会社 コンタクトセンター

 **0120-226-201**  **受付時間** 9:00～18:00（土曜日は17:00まで）
※日・祝日を除く

 **Webサイト** <https://neofirst.co.jp>

- 支払事由、ご請求手続き、給付金をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」にも記載していますのであわせてご確認ください。
- ネオファースト生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、保険契約者のご住所などを変更された場合には必ずご連絡ください。
- 給付金の支払事由等が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては複数の給付金の支払事由等に該当することがありますのでご不明な点がある場合にはご連絡ください。
- 被保険者ご本人が疾病により給付金の請求の意思表示ができない等、被保険者が給付金をご請求できない特別な事情がある場合、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます。詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- 指定代理請求人に対し、支払事由および代理請求できる旨、お伝えください。

9

保険会社が破たんした場合など

- ネオファースト生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破たんに陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られますが、ご契約時にお約束した給付金額の削減など、契約条件を変更することがあります。
- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した給付金額が削減されることがあります。

➤生命保険契約者保護機構

 **03-3286-2820**  **受付時間** [月曜日～金曜日] 9:00～12:00、13:00～17:00
※祝日・年末年始を除く

 **Webサイト** <https://www.seihohogo.jp/>

- 生命保険のお手続き(ご契約内容の変更など)やご契約に関する苦情・相談につきましては、ネオファースト生命コンタクトセンターへご連絡ください。

ネオファースト生命保険株式会社 コンタクトセンター

 **0120-312-201**  9:00~18:00(土曜日は17:00まで)
※日・祝日を除く

 <https://neofirst.co.jp>

指定紛争解決機関について

- 本商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人 生命保険協会です。
- 一般社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

≫一般社団法人 生命保険協会

 <https://www.seiho.or.jp/>

「Webご契約のしおり・約款」

「Web重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」のご案内

パソコンやスマートフォンなどを利用して、
「ご契約のしおり・約款」「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」を
ネオファースト生命のWebサイトでご覧いただけます。



Webサイト

<<https://neofirst.co.jp/webcatalog/yakkan/>>へアクセス

ご契約の「商品名」から該当の「ご契約のしおり・約款」「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」をご覧ください。
ご契約成立後に送付される「保険証券」に記載のあるQRコードより直接アクセスいただくことも可能です。
※ご契約をご検討中の方は、最新版をご確認ください。

「Webご契約のしおり・約款」「Web重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」はPDF形式で閲覧、ダウンロード、保存することができます。

- ・「ご契約のしおり・約款」はご契約についての大切な事項について記載したものです。
- ・「契約概要」はご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を、「注意喚起情報」はお申込みに際して、特にご注意いただきたい事項を記載しています。

「Webご契約のしおり・約款」「Web重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」をご利用の際には、**必ず内容をご確認のうえ、お客さまご自身のパソコンやスマートフォンなどで保存、またはお客さまご自身で印刷・保管ください。**

- お申込み時に冊子でのお受け取りを選択された場合、冊子の「ご契約のしおり・約款」を対面もしくは郵送*にてお渡しします。
- お申込み時に「Webご契約のしおり・約款」を選択された場合で、冊子でのお受け取りに変更を希望される場合は、ネオファースト生命コンタクトセンターまでご連絡ください。また、お申込み前にお受け取りをご希望の場合にも、ネオファースト生命コンタクトセンターまでお申し出ください。

*募集代理店によっては取り扱わない場合もあります。

! 「Webご契約のしおり・約款」「Web重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」の閲覧にはパソコンやスマートフォンなどのインターネット環境が必要です。また、インターネットブラウザおよびPDF表示ソフトのインストールなどが必要となります。機種・OSによりご利用できない場合がございますのでご注意ください。ご利用ができない際には、速やかにネオファースト生命コンタクトセンターまでお申し出ください。

推奨環境

ネオファースト生命のWebサイトは下記のブラウザでご覧いただくことをおすすめいたします。ただし、ご利用環境によっては正常に表示されない場合もございますのでご了承ください。

●Internet Explorer 10.0、Internet Explorer 11.0 ●Safari ※SafariはApple Inc.の商標です。 ●Google Chrome
※PC用のWebサイトは、タブレット端末、スマートフォン端末では正常に動作しない場合がございます。

[募集代理店]

[引受保険会社]

ネオファースト生命保険株式会社

〒141-0032 東京都品川区大崎二丁目11-1 大崎ウイズタワー

<Webサイト>

<https://neofirst.co.jp>

2020年12月版